

第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画の策定について

(1) 策定の趣旨

新潟市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障がいのある人が必要なサービスを安定的に利用できるよう、サービス提供体制を計画的に整備することを目的として、各種サービスの見込み量などを明記した計画。

現行の「第 4 期障がい福祉計画」が平成 29 年度で計画期間満了となるため、新たに次期（第 5 期）計画を策定する。

また、平成 28 年 5 月の児童福祉法の一部改正により、新たに市町村に策定が義務付けられた障がい児福祉計画を一体的に策定する。

<経緯>

障がい福祉計画		障がい児福祉計画	
区分	計画期間	区分	計画期間
第 1 期	18～20 年度	—	—
第 2 期	21～23 年度	—	—
第 3 期	24～26 年度	—	—
第 4 期	27～29 年度	—	—
第 5 期	30～32 年度	第 1 期	30～32 年度

(2) 計画期間

平成 30 年度から平成 32 年度まで（3 年間）

(3) 策定スケジュール

時期	内容
6～7 月	障がい者（児）のニーズに関するアンケート調査
8 月	第 1 回障がい者施策審議会 ▷ 現行計画の振り返り・次期計画の構成（案）
10 月	第 2 回障がい者施策審議会 ▷ 計画案検討
11 月	第 3 回障がい者施策審議会 ▷ 計画案検討
12 月	議会報告・パブリックコメント
2 月	第 4 回障がい者施策審議会 ▷ パブリックコメントの報告・計画案承認
3 月	計画策定（社会福祉審議会等で報告）

(4) 策定に向けた国の基本指針

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

(平成 29 年 3 月 31 日付け障企発 0331 第 6 号通知)

一 基本理念

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施
- 3 入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組【新設】
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援【新設】

二 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- 1 訪問系サービスの保障
- 2 日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進（定着の推進）【拡充】

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- 1 相談支援体制の構築
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障がい者等に対する支援【新設】
- 4 協議会の設置等（自立支援協議会、発達障がい者支援地域協議会等）

四 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 地域支援体制の構築
- 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容の推進
- 4 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
(重症心身障がい児・医療的ケア児等への支援体制の充実)
- 5 障がい児相談支援の提供体制の確保

五 成果目標

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行【時点の変更】
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】
- 3 地域生活支援拠点等の整備【時点の変更】
- 4 福祉施設からの一般就労への移行等【拡充】
- 5 障がい児の支援の提供体制の整備等【新設】